

第1章

調査の概要

1 調査の目的

児童・生徒の体力が低下している状況に鑑み、東京都の児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2 調査の名称

「令和3年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）」

3 調査校数

	対象校数[A](校)	実施校数[B](校)	実施率[B/A](%)
小学校	1,274	1,274	100.0
中学校	616	616	100.0
中等教育学校	6	6	100.0
高等学校(全日制)	173	173	100.0
高等学校(定時制・通信制)	54	54	100.0
特別支援学校	62	38	61.3

※ 区立・市立義務教育学校については、小学校、中学校それぞれに入れている。

4 調査の対象

校種	学年	男子(人)	女子(人)	計(人)	校種	学年	男子(人)	女子(人)	計(人)	
小学校	第1学年	51,785	49,342	101,127	高等学校 通信制・ 定時制	第1学年	1,192	1,046	2,238	
	第2学年	50,952	48,271	99,223		第2学年	1,308	1,199	2,507	
	第3学年	50,141	47,618	97,759		第3学年	1,276	990	2,266	
	第4学年	50,047	46,861	96,908		第4学年	607	422	1,029	
	第5学年	50,527	47,139	97,666	特別支援学校	第1学年	91	49	140	
	第6学年	50,093	46,870	96,963		第2学年	84	61	145	
中学校	第1学年	38,760	35,882	74,642		小学部	第3学年	83	43	126
	第2学年	37,874	34,710	72,584			第4学年	110	48	158
	第3学年	37,028	34,212	71,240			第5学年	102	61	163
中等教育学校	課前期	第1学年	445	510		955	中学部	第6学年	107	61
		第2学年	458	477	935	第1学年		209	98	307
		第3学年	427	490	917	第2学年		185	87	272
	課後期	第1学年	447	471	918	高等部	第3学年	189	86	275
		第2学年	451	457	908		第1学年	757	347	1,104
		第3学年	432	452	884		第2学年	738	344	1,082
高等学校	全日制	第1学年	18,997	19,002	37,999	第3学年	672	355	1,027	
		第2学年	19,151	19,183	38,334	総合計	484,801	456,602	941,403	
		第3学年	19,076	19,358	38,434					

5 調査の方式

都内公立学校の児童・生徒を対象として全都的な調査を行う。

ただし、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒については、その障害の状態を考慮して、また、高等学校定時制課程及び通信制課程においては、在籍している生徒の年齢や実態等を考慮して、参加の是非を適切に判断する。

6 調査事項

(1) 児童・生徒に対する調査

ア 体力・運動能力に関する調査

新体力テストにより実施する。

	1	2	3	4	5		6	7	8	
	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	持久走	シャトルラン 20m	50m走	立ち幅とび	投げ ソフトボール	投げ ハンドボール
小学校段階	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△
中学校段階	○	○	○	○	選択		○	○	△	○
高等学校段階	○	○	○	○	選択		○	○	△	○

イ 生活・運動習慣等の実態に関する調査

生活・運動習慣等の実態に関する質問紙調査を実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る取組に関する質問紙調査を実施する。

7 調査実施期間

6月を体力テスト実施月間とする。

8 調査結果に関する注意事項と説明

- (1) 調査の集計・分析において、体力・運動能力調査、児童・生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答を精査した。
- (2) 本調査の結果においては、平均値が必ずしも調査結果の全てを表すものではなく、標準偏差などの情報と併せて総合的に結果を分析し、評価することが必要である。
- (3) 生活・運動習慣等調査と学校質問紙の回答結果（百分率）は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までで示しているため、百分率の合計が100%にならないことがある（複数回答を除く。）。
- (4) 「複数回答可」の設問の回答結果（百分率）は、該当設問に何らかの回答をした全児童・生徒及び全学校数を母数にして算出している。
- (5) 区市町村別調査結果については、小中学校ともに学校数が3校以上、児童・生徒数が各学年100人以上の両方の条件を満たすことを区市町村の公表基準としている。
- (6) 特別支援学校においても本調査を実施したが、児童・生徒の障害の種類及び程度が個人によって様々であることから、本報告書には学校平均値等を掲載しないこととした。
- (7) グラフでは、小学校第1学年から第6学年までを小1～小6、中学校第1学年から第3学年までを中1～中3、高等学校（全日制）第1学年から第3学年までを全1～全3、高等学校（定時制・通信制）第1学年から第4学年までを定1～定4と表している。
- (8) 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やその対応に伴い、可能な限りの実施としたため、全種目を実施した学校が81.1%であった。一方、令和元年度に全種目を実施した学校は88.6%であり、比較すると、7.5%の差が見られた。
そこで、今回の分析に当たっては、以下の理由により、令和3年度に全種目を実施した学校の結果のみを扱い、令和元年度の当該校と比較することとした。
 - ① 令和3年度結果において一部の種目のみ実施した学校を含めると、各種目の実施状況に偏りが生じ、種目間の結果の比較に齟齬が生じることを防ぐため。
 - ② ①により、令和元年度結果を令和3年度と比較するに当たり、令和3年度に全種目実施した学校のみを対象として比較することにより、種目の実施状況に関連する偏りを防ぐため。

〈肥満傾向児・痩身傾向児の出現率の算出・判定方法〉

「児童生徒等の健康診断マニュアル」から 平成 27 年 8 月 25 日初版発行 (財)日本学校保健会

・標準体重(kg)= a × 身長(cm) - b

・肥満度(%)=[自分の体重(kg)-標準体重(kg)] ÷ 標準体重(kg) × 100

標準体重を求める係数

年齢(学年)	男子		女子	
	a	b	a	b
6(小1)	0.461	32.382	0.458	32.079
7(小2)	0.513	38.878	0.508	38.367
8(小3)	0.592	48.804	0.561	45.006
9(小4)	0.687	61.390	0.652	56.992
10(小5)	0.752	70.461	0.730	68.091
11(小6)	0.782	75.106	0.803	78.846
12(中1)	0.783	75.642	0.796	76.934
13(中2)	0.815	81.348	0.655	54.234
14(中3)	0.832	83.695	0.594	43.264
15(高1)	0.766	70.989	0.560	37.002
16(高2)	0.656	51.822	0.578	39.057
17(高3)	0.672	53.642	0.598	42.339

判定基準

肥満度	判定
50%以上	高度肥満
30%以上50%未満	中等度肥満
20%以上30%未満	軽度肥満
-20%超～+20%未満	普通
-30%超-20%以下	やせ
-30%以下	高度やせ